

道路法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 自転車駐車で道路上に道路管理者が設けるものを道路の附属物として追加すること。

(第三十四条の三関係)

二 道路管理者は、第三十四条の三第六号の自転車駐車場（道路上に設けるものに限る。）を設けようとするときは、当該地域を管轄する都道府県公安委員会の意見を聴かなければならないものとする。

(第三十八条の二関係)

第二 施行期日

この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則関係)